

第 2 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成19年6月18日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成19年6月18日（月曜日）

午前10時4分開議

午前11時56分閉会

本日の会議に付した事件

(1) 公共関与による管理型最終処分場の整備
について

(2) 有明海・八代海の再生について

出席委員（15人）

委員長 中原 隆 博
副委員長 吉 永 和 世
委員 児 玉 文 雄
委員 鬼 海 洋 一
委員 岩 中 伸 司
委員 城 下 広 作
委員 中 村 博 生
委員 重 村 栄
委員 溝 口 幸 治
委員 森 浩 二
委員 船 田 公 子
委員 濱 田 大 造
委員 山 口 ゆたか
委員 浦 田 祐三子
委員 内 野 幸 喜

欠席委員（1人）

委員 西 岡 勝 成

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村 田 信 一
次長 富 永 安 昭
次長 中 山 寛

環境政策課長 坂 本 慎 一

環境政策監兼環境政策課

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 古 庄 眞 喜

水環境課長 林 田 源 正

自然保護課長 久 保 尋 歳

首席環境生活審議員兼

廃棄物対策課長 本 田 恵 則

廃棄物公共関与政策監兼

廃棄物対策課

公共関与推進室長 山 口 洋 一

商工観光労働部

総括審議員兼

商工観光労働部次長 渡 邊 昇 治

産業支援課長 前 田 正 夫

農林水産部

次長 三 島 和 隆

次長 吉 田 好 一 郎

農業技術課長 本 田 民 雄

畜産課長 高 野 敏 則

農村整備課長 加 納 義 英

森林整備課長 織 田 央

森林保全課長 下 林 恭

首席農林水産審議員兼

水産振興課長 堤 泰 博

漁港漁場整備課長 久保田 義 信

水産研究センター所長 岩 下 徹

土木部

次長 富 田 耕 司

土木技術管理室長 田 口 覺

首席土木審議員兼

河川課長 松 永 卓

港湾課長 生 喜 丈 雄

下水環境課長 首 藤 朝 幸

企業局

工務課長 山 下 眞 治

事務局職員出席者

政務調査課主幹 堀 田 政 一

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

午前10時4分開議

○中原隆博委員長 それでは、ただいまから第2回環境対策特別委員会を開催いたします。

本日は、執行部を交えましての最初の委員会でございますので、一言自席からごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御承知のとおり、本委員会には、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件並びに有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件の2つの調査事件が付託されておるわけでございます。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進につきましては、昨年3月に、第1番目に建設に取り組む箇所が決定され、地元説明会の開催や基本構想の策定、地下水調査の実施など、着実に前進していると感じております。今年度は、施設の基本設計や整備母体となる財団法人の設立などが計画されておるやに伺っております。

本事業は、県民の生活環境を守り、県内産業を維持、発展させるための重要な取り組みでありまして、今後さらに事業が推進されるよう努力する必要があると思っております。

次に、有明海及び八代海の再生につきましては、平成16年2月定例県議会において出した提言を踏まえながらも、海域環境の保全、改善及び漁業の振興に係る施策に重点的かつ着実に取り組まれているところでございます。

このような、有明海及び八代海を豊穡の海とするための議会、執行部が一体となった取り組みによって、アサリについては生産量が回復しつつあることを聞いておりますが、いまだ海域環境の大きな改善が見られない中で漁獲量の低迷が続いており、両海域の再生は重要な課題であると認識をいたしております。

有明海・八代海の貴重な自然環境や水産資源を次の時代に継承していくため、有明海・八代海の再生に向けた施策がより一層進むよ

う取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

今後、委員の先生方を初め執行部の皆さんの御協力をいただきながら、副委員長とともに本委員会の円滑な運営に努め、付託調査事件に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。お世話になります。

それでは、副委員長からも一言ごあいさつをお願い申し上げます。

○吉永和世副委員長 おはようございます。

副委員長として一言ごあいさつ申し上げます。

中原委員長の補佐役としまして、一生懸命委員会運営の方に頑張ってみようというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○中原隆博委員長 それでは、執行部関係職員の自己紹介を受けたいと思います。課長及び政策監以上は、自席から自己紹介をお願いいたします。

なお、それ以外の職員の方につきましては、お手元に配付しております委員会資料の関係部課幹部職員名簿のとおりでございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

(環境生活部、商工観光労働部、農林水産部、土木部、企業局の順に自己紹介)

○中原隆博委員長 次に、執行部を代表いたしまして、村田環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○村田環境生活部長 委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

県議会におかれましては、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進及び有明海・八代海の

再生に、かねてから格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進につきましては、昨年3月、管理型最終処分場の建設候補地8カ所の中から、南関町の候補地を、第1番目に建設に取り組む箇所として決定をさせていただきました。

管理型最終処分場は、県民の生活環境を守り、県内の経済活動を維持、発展させるためには、どうしても必要な施設であります。建設予定地を決定して以来、建設予定地がある南関町や隣接する和水町の住民等に対し、昨年9月に策定いたしました基本構想等をもとに説明を行ってきており、徐々に理解が得られてきていると考えております。

県としては、地元を初め関係者の理解と協力を得ながら、最終処分場の整備に向けて今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有明海・八代海の再生につきましては、平成15年3月に策定した県計画と平成16年2月に出されました県議会からの提言に沿いまして、海域環境の保全、改善及び漁業の振興を目標に、生活排水対策や藻場造成等による漁場環境の改善、種苗放流等による水産資源の回復、試験研究など、さまざまな施策を着実に進めております。

こうした取り組みにより、アサリ資源には回復の兆しが見られるなど、一定の成果があらわれてきておりますが、しかし、他の魚介類の生産量は依然として低迷し、環境基準も一部海域で未達成の状況にあるなど課題も残っており、両海域の再生に向け、引き続き総合的かつ計画的に取り組んでまいり所存でございます。

本日は、当委員会における初めての審議ということで、これまでの経緯や主な事業の概要等につきまして関係課長から御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

では、お手元に配付の委員会次第に従いまして、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件及び2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

では、執行部から説明をお願いいたします。産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件につきまして、本田廃棄物対策課長。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料5ページ、付託調査事件の1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件でございます。

資料は6ページからお開きをいただきたいと思います。

公共関与による管理型最終処分場の整備についてでございます。

まず、1番目のこれまでの主な取り組みについてでございますが、まず(1)といたしまして、記載しておりますように、平成15年3月に公共関与の基本計画を策定しております。民間処理業者が設置いたします産業廃棄物処分場につきましては、特に管理型最終処分場の確保につきまして、非常に厳しい状況でございます。

このため、向こう15年間の必要容量を140万立米といたします管理型最終処分場の整備や事業主体を財団法人といたしますことなどを盛り込みました基本計画を策定いたしまして、現在、この計画に基づき、公共関与による管理型最終処分場の整備を進めておるところでございます。

1の(2)の建設予定地の選定についてでござ

ございますが、県民や専門家の方々など幅広い意見を得まして、客観的に建設候補地の選定を行いますために、学識経験者や産業界の代表の方々など、15名で構成いたします建設候補地検討委員会を設置いたしまして、県下全域から134カ所の候補地を抽出いたしまして、その上で、この下段の方に記載いたしております評価項目に基づき、選定を行っていただいたところでございます。

最終的には、やはり下段の方に記載いたしておりますが、8カ所の候補地を県の方へ御提言いただき、その提言を踏まえまして、平成16年3月に、県といたしまして最終候補地8カ所を決定いたしましたところでございます。

7ページの方をお願いいたしたいと思えます。

(3)といたしまして、第1番目に建設に取り組む候補地の決定と記載をいたしております。

この8候補地につきまして、地元自治体や住民の方々への御説明を約2年間にわたって行ってきたところでございますが、公共関与の必要性は御理解をいただけるものの、当地への設置は反対であるという、いわゆる総論賛成、各論反対という状況でございましたために、事業の進展を図りますために候補地選定時の評価項目についてさらに詳細に検討を行いましたして、昨年3月27日、南関町の候補地を、まず第1番目の候補地として取り組んでいくことといたしたところでございます。

南関町選定の理由といたしましては、この7ページの中ほどに記載をいたしておりますとおり、立地特性や安全性、経済性において非常にすぐれており、他の候補地と比べましても、総合的に適地というふうに判断をいたしましたものでございます。

次に、(4)の説明会の開催状況等でございますが、南関町や隣接をいたします和水町の御当局や町議会、さらには、地元地区の住民の方々などに、この御説明を行ってきたとこ

ろでございます。

この説明を始めました当初は、建設絶対反対等々の意見が多い状況にございましたが、昨年9月には、建設予定地に即した基本構想を策定いたしまして、この基本構想に基づきまして、より具体的な御説明を行ってきたところでございます。

その結果、この施設の安全性等につきまして、徐々に御理解が得られてきているというふうに思っております。

また、この説明会と並行いたしまして、両町議会や地元住民の方々には先進地を御視察いただきまして、より一層の御理解が得られますように取り組んでいるところでございます。

次に、8ページの方をお願いいたしたいと思えます。

①の地元住民や自治体からの主な動き、それを受けました②県の対応、③県議会廃棄物対策特別委員会における審議概要等について記載をいたしております。

まず、①の地元住民や自治体からの主な動きでございますが、南関町及び和水町におきまして、それぞれ地元住民代表によりますところの対策委員会や対策協議会が組織されました。また、町議会において、建設反対の請願が採択されるなどの動きがございました。

こうした動きに対しまして、②県の対応といたしましては、地元の気持ちは重く受けとめるが、県民の生活環境を守り、県内の経済活動を維持、発展させるためには、どうしても必要な施設だということ御理解をいただきたいと、改めて協力をお願いしております。

また、③の昨年度の県議会の廃棄物対策特別委員会における御審議におきましても、地元の気持ちは重く受けとめるが、公共関与による処分場はどうしても整備する必要があると判断する、あるいは不転の決意で取り組んでいただきたいということの御要望をいただいておりますので、このような県議会にお

ける審議経過につきましても、地元で御説明をしておるところでございます。

2の今後の取り組みでございますが、まずは何よりも施設の安全性等につきまして、地元の御理解を得ることが第一だというふうに考えております。こうした地元の御理解の促進を図るために、昨年9月に策定をいたしましたこの基本構想、それから本年3月までに実施をいたしました地質・地下水調査等の結果、さらには、今年度実施を予定いたしております基本設計の内容等を活用しながら、今後、さらに地元住民の方々及び周辺市町等の御理解をいただきますように、引き続き、誠意を持って丁寧に御説明をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

9ページの方をお願いいたしたいと思いません。

こうした地元の理解促進と並行いたしまして、(2)でございますが、今後の事業の主体となります財団法人の設立準備等を進めてまいりたいと考えております。

今回設立を予定いたしております財団法人は、まず、第1の建設の候補地といたしました南関町における事業推進のためだけではなく、県下全域の産業廃棄物の安定的な処理体制を確保いたしますとともに、設立の目的に記載をいたしておりますように、県内全域での環境保全と産業振興のための事業を行うものでございます。そういった趣旨から、県下全市町村と産業界の重立った公的団体に、この財団への参画を呼びかけまして、官民一体となった財団とする予定でございます。

(3)の地域振興策につきましては、公共関係基本計画におきまして、地域振興に努めるということを明記いたしておりますし、昨年までの廃棄物対策特別委員会での御審議におきましても、執行部に対しまして、環境対策を含めた地域振興策にしっかり取り組むようにとの要望をいただいております。

今後、地元市町や地域住民の方々の御意見等を踏まえまして、いわゆる地元だけが犠牲になっているなどの不公平感が生じないように、地域の振興にも努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、10ページから18ページにつきまして、参考資料を付しております。

まず、10ページの方をお願いしたいと思いますが、産業廃棄物の最終処分場には、安定型、管理型、遮断型の3種類がございますが、本県が公共関係で整備することといたしておりますものは、このうち(2)の管理型の最終処分場でございます。施設の構造、基準等につきましては、市町村が設置いたします一般廃棄物の最終処分場と基本的には全く同じでございます。

それから、3種類の最終処分場の概要について記載をいたしておりますので、後ほどごらんをいただければと存じます。

次に、11ページから12ページにかけてでございますが、全国の公共関係の取り組み状況をまとめております。公共関係に取り組んでおりますところが全国で38都府県ございます。このうち施設整備が終わって最終処分場や中間処理施設を供用しているところが、27都府県となっております。また、ほとんどの府県におきまして、この財団法人を事業主体とした取り組みが行われているところでございます。

次に、13ページをお願いいたしたいと存じます。

建設候補地といたしました8カ所の位置図を示しております。

それから、14ページから18ページにかけては、昨年9月に策定をいたしました基本構想の概要でございます。

この基本構想は、測量や地質調査等を実施する前の一応机上での概略の計画ではございますが、建設予定地に即した具体的な施設の配置あるいは防災対策、施設整備に係る基本

的な考え等をまとめたものでございます。

なお、委員会資料の別冊といたしまして、基本構想の全体版をお手元の方に配付しておりますので、後ほどまたごらんをいただければと存じます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたしたいと存じます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、先刻申し上げましたように、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件を、逐一それぞれの担当課長から御説明をお願いいたしたいと思っております。

まず、坂本環境政策課長。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

それでは、20ページをお願いいたします。

まず、有明海・八代海の再生に関し、これまでの経緯、特別措置法や県計画の概要について御説明を申し上げます。

まず、1、これまでの経緯等の(1)背景でございますが、有明海・八代海は閉鎖的な海で、陸域からの影響を受けやすく、漁場環境の悪化が強く懸念をされております。特に、有明海におきましては、平成12年度のノリ養殖が、赤潮の異常発生による色落ち被害によりまして、かつてない不作となっております。また、タイラギなどの二枚貝類につきましても、近年漁業生産の低迷が続いているという状況でございます。

さらに、八代海におきましても、平成12年に発生した赤潮によりまして、魚類養殖に甚大な被害が生じるなど、海域環境の悪化が危惧をされているところでございます。

(2)、このような状況を踏まえまして県としての再生への取り組みでございますが、まず①、平成13年にノリ被害等に対する緊急対策を実施いたしております。

また、②全庁的な取り組みといたしまして、関係課から成る政策調整会議を設置いたしまして、両海域の再生に向けた総合計画を策定したところでございます。

また同時に、③でございますが、県議会の御支援をいただきながら、関係県と連携して、特別措置法の早期制定等について、国等に対し要望を行ったところでございます。

この結果、平成14年11月に、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律が、議員立法により成立を見たところでございます。

次に、21ページ④でございますが、県では、特別措置法の成立を受けまして、平成15年3月に有明海・八代海再生に向けた熊本県計画を策定いたしておきまして、その後、一部変更を加えながら、再生に向けたさまざまな施策を行ってきたところでございます。

また、⑤でございますが、県議会におかれましても、平成15年6月定例県議会におきまして、有明海・八代海再生特別委員会が設置をされております。

同委員会におかれましては、両海域の再生に向けた活発な議論が行われまして、次の⑥でございますが、平成16年2月定例県議会におきまして、生活排水対策の推進などの6つの重点項目、あるいは短、中長期に取り組む施策につきまして提言がなされたところでございます。

参考といたしまして、お手元に、この提言を内容といたします県議会特別委員会の調査報告書を配付いたしております。後ほど御参照いただければと思っております。

次に、⑦提言への対応でございますが、県では、この提言を踏まえまして、排水規制の強化を図るための条例、規則の改正、あるいは養殖漁場での漁場改善計画の策定等を行いますとともに、下水道や浄化槽の整備等の生活排水対策、藻場造成、覆砂等による沿岸漁場の環境改善及び種苗放流等による水産資源

の回復等に取り組んできたところでございます。

22ページをお願いいたします。

海砂利採取への対応でございますが、これまで、業界の自主規制を通しまして採取量の縮小に取り組んできたところでございますが、なお一層の適正化を図るという観点から、本年の3月に海砂利採取の縮小を継続するという方針を取りまとめたところでございます。

本年度は、この方針を実効性のあるものとするため、①県としての削減計画の策定など、4つの具体的方策につきまして、有識者や関係業界の御意見も踏まえながら、取りまとめしていくことといたしております。

また、次のイ、県議会からの提言に係る施策の進捗状況につきましては、平成18年12月定例県議会の特別委員会におきまして、この4年間の取り組み状況とその成果、課題及び今後の方向性等について取りまとめが行われたところでございます。

これまでの短期的な施策を中心とした取り組みによりまして、アサリ資源は、回復の兆しが見られるなど、一定の成果があらわれてはきておりますが、干潟等の泥質化や赤潮の発生、漁獲量の低迷など課題も残っております。今後、取りまとめ結果を踏まえまして、さらに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2の平成14年11月に制定されました特別措置法の概要について御説明をいたします。

(1)目的でございますが、この法律は、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生するというを目的といたしております。

(2)の概要には、法律の主な内容を掲げております。

①指定地域は、再生のための施策を講ずべ

き地域でございまして、両海域に流れ込む川の流域の市町村が対象となるということから、本県の場合、48市町村のうち産山村と苓北町を除きます46市町村が指定地域となっております。

次に、②でございますが、主務大臣は、再生に関する基本方針を定めるということになっておりまして、平成15年の2月に定められているところでございます。

23ページの③でございますが、関係県は、基本方針に基づいて施策に関する基本計画を定めることになっておりまして、本県におきましては、平成15年3月にこの基本計画策定をいたしております。

以下、項目のみ御説明を申し上げますが、④の促進協議会の設置、⑤国の補助の割合の特例、⑥地方債についての配慮及び資金の確保、⑦調査研究の実施及び体制の整備等、⑧有明海・八代海総合調査評価委員会の設置、その他、努力規定なり配慮規定等が設けられているところでございます。

24ページでございますが、最後にこの法律は、公布日であります平成14年11月29日から施行されておきまして、施行の日から5年以内に必要な見直しを行うこととされております。本年11月が、この5年の見直しの期限となっております。

続きまして、3、平成15年3月に策定をいたしました県計画の概要について御説明をいたします。なお、お手元に県計画の冊子、ブルーの表紙の冊子をお配りいたしておりますけれども、説明は委員会資料により行わせていただきます。

(1)有明海及び八代海の再生に関する方針でございますが、有明海及び八代海を豊かな海に再生することを目的といたしております。その目標といたしまして、海域環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興というものを掲げております。

次の(2)有明海及び八代海の再生のための

施策でございますが、水質等の保全に関する事項など、ここに記載しておりますイからリまでの9つの項目に整理をいたしまして、それぞれ取り組むべき施策を記載いたしております。

次に、25ページでございます。

(4)でございますが、事業の実施に関する事項でございます。

これも、下の方に記載しておりますイからホまでの5つの項目ごとに平成14年度以降実施をし、または平成19年度以降実施を予定しております事業を一覧表で表示いたしております。

続きまして、4、国等の取り組みでございますが、①国では、平成15年3月に、法に基づきまして促進協議会が組織をされておまして、関係6省庁と関係6県において計画の調和、促進のための協議が行われているところでございます。

また、②法の施行から5年以内の見直しに関しまして、評価を行うための有明海・八代海総合調査評価委員会というものが設置をされておまして、これまで26回開かれました審議の結果といたしまして、平成18年12月に、再生方策や解明すべき課題等を取りまとめた委員会報告が策定され、提出をされております。

③特別措置法の見直しについてでございますが、ただいま説明いたしました有明海・八代海総合調査評価委員会が、見直し後も引き続き存続し、国や関係県が行う調査結果を評価できるようにするために、特別措置法の規定を見直す一部改正案が、今後、臨時国会に提案される見込みとなっております。

最後に、(2)関係6県連携の取り組みでございますが、関係6県では、連絡協議会というものを平成16年8月に設置いたしております。共同で取り組む事業等に関して協議を行いますなど、再生に向けて連携して取り組んでいるところでございます。

これまでの経緯等についての説明は、以上とさせていただきます。

○林田水環境課長 水環境課でございます。26ページをお願いします。

5、有明海及び八代海の現状について、(1)有明海・八代海の水質の状況について説明させていただきます。

有明海・八代海の水質については、毎月定期的に調査しております。赤潮が発生しました平成12年度に比べますと、13年度以降は改善傾向にはありますものの、16年度、17年度はやや上昇傾向にあります。予断を許さない状況でございます。

CODと申しますのは、中ほどに書いてございますけれども、化学的酸素要求量のことです。水質が悪いほどCODが高くなるというようなことでございます。

下の表の環境基準達成率でございますけれども、それぞれの調査地点ごとに環境基準を定めまして継続的に調査しております。達成率は表のとおりでございます。

以上は平成17年度までの調査結果で申し上げましたけれども、18年度の調査結果は現在取りまとめ中でございますし、今年度9月ごろには御説明できるかと思っております。

以上でございます。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。27ページをお願いいたします。

(2)の有明海・八代海の漁業生産の状況について御説明をいたします。

まず、アの漁業の状況と書いてございます。この漁業と申しますのは、これは養殖業を除くという意味でございます。

まず、魚類の漁獲量についてでございますが、これは左の方の図に示しております。

黒丸が有明海でございまして、白丸が八代

海の漁獲量を示しております。ごらんのとおり、両海域とも、長期的には減少傾向にあるものでございます。

それから次に、アサリ採貝業でございます。これは、右の方の図に示しております。

まず、有明海でございますが、有明海は、これは黒丸で示しております。過去数十年を振り返りましても、最も少ない400トン前後まで落ち込んでおりますのが平成7年と平成8年でございますが、平成8年以降は徐々にではございますが、回復傾向にあるわけでございます。

それから、八代海でございますが、「漁獲量の変動が大きく」と書いてございますが、これはちょっと図ではわかりにくいわけでございますが、少ないときには100トン前後でございますが、多いときには2,000トン近くにもなっているわけでございます。そのように漁獲量の変動が大きゅうございまして、そして、数年ごとに好不漁を繰り返しているというのが八代海の状態でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

②の養殖業の状況についてでございます。

まず、ノリ養殖業でございます。これは左の方の図に示しております。

まず、有明海でございますが、ノリ養殖の生産、これは黒丸で示しておりますが、近年は大体10億枚前後か、それよりもやや多い量で推移をいたしております。一方、八代海でございますけれども、これは白丸で示しておりますが、平成15年以降は、栄養塩不足による色落ち被害などで、ごらんのとおり低調な生産が続いているわけでございます。

それから、イの魚類養殖業でございます。

これは、右の方の図に示しております。

まず、ブリ養殖業でございます。これは黒丸で示しておりますが、ほぼ6,000トン前後で、横ばいで推移をいたしておるわけでございます。ただ、平成17年度の生産量は8,100トンを超えておるわけございまして、近年

はやや増加傾向にあるわけでございます。

それから次に、マダイ養殖業でございますが、マダイの生産量、これは白丸で示しております。ほぼ8,000トン前後でございますが、横ばいで推移をいたしております。

ブリとマダイで養殖業の大体90%のシェアを占めているわけでございますが、両魚種とも飼育に余り手間がかからない、こういった理由で、安定した生産で推移をしているわけでございます。

以上でございます。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

29ページ、6の有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関し平成19年度に取り組む事業についてでございます。

平成19年度に、関係課が取り組みます県計画関連事業は、事業総数で71事業、事業費総額で約185億円となっております。平成18年度当初予算と比べますと、約17億円、8%の減となっております。

29ページから45ページにかけまして、すべての事業を事項ごとに記載いたしております。本日は、この事業の中から、資料の右端の欄に丸印をつけております平成19年度の重点施策プロジェクトの構成事業及び19年度の新規事業につきまして、この資料の順に沿いまして、各担当課の方から順次御説明をさせていただきたいと思っております。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

今説明がありましたように、すべてがこれは重点項目だと思いますが、特に今年度ということでの重点というふうに御理解してよろしゅうございますか——はい、承知いたしました。

○林田水環境課長 水環境課でございます。水質等の保全に関する事項の一つとしまし

て、水環境課では、まず啓発の事業をやって
おります。

みんなの川と海づくり県民運動事業でござ
います。

これは、川と海の環境の重要性を理解して
もらうということで、県下の市町村と連携を
とりまして、県下一斉に清掃活動を行って
おります。

それから、時期は異なりますけれども、県
民大会を開催しまして、事例発表会やパネル
ディスカッションなどを開催して、環境の輪
が広がるように啓発を進めております。

次に、同じ表の下から2段目でございます
が、水質環境監視事業でございます。

これは、水質汚濁防止法第15条で、河川や
海域、それから地下水の水質を常時監視しな
ければならないことになっております。県で
は、水質測定計画を定めまして、国土交通省、
市町村等と分担いたしまして調査を行い、そ
れを定期的に公表しております。

以上でございます。

○本田農業技術課長 農業技術課でございま
す。

あけていただきまして、30ページをお願い
いたします。

まず、くまもとグリーン農業総合推進事業
でございます。

エコファーマー、つまり土づくりや減農薬、
減化学肥料に取り組んでおります農業者で
ございますが、その方々や熊本型特別栽培農産
物「有作くん」の推進など、安全で環境に配
慮したグリーン農業を推進し、生産と流通の
拡大を支援することにいたしております。

次でございますが、耕畜連携による堆肥流
通促進事業でございます。

家畜排せつ物の有効利用を図るということ
で、家畜排せつ物の野積みの禁止等、適正管
理を推進いたしますとともに、良質堆肥の生
産と耕畜連携、つまり栽培農家と畜産農家の

連携によります堆肥の利活用、流通を促進
いたします。

次は、適正施肥推進事業でございます。

化学肥料の過剰施肥につきましては、地下
水の硝酸性窒素汚染の原因の一つとされて
おります。その防止を図るため、環境に配慮
した施肥削減技術の開発や現地実証などによる
普及推進を図ることにいたしております。

次は、環境に配慮した病害虫防除推進事業
でございます。

化学農薬に依存しました防除から、この化
学的防除に加えまして、防虫ネットや天敵等
を組み合わせた総合防除を推進し、農薬を減
らした栽培の普及を図ることにいたして
おります。

次は、農地・水・環境保全向上対策事業（
営農活動支援）でございます。

化学肥料と化学農薬の大幅削減、具体的
には、慣行の2分の1以下でございますけれ
ども、これらの先進的な営農活動にま
とまって取り組む活動組織に対する支援
を行うものでございます。

最後に、バイオマス利活用フロンティア
推進事業（環境保全型農業タイプ）で
ござい

ます。土づくり対策における家畜排せつ物の
利用等、市町村や農協等が地域において
バイオマスの利活用のために行います
各種の取り組みを総合的に支援する
ものでございます。

農業技術課は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○加納農村整備課長 31ページ目をお開
きいただきと思いますが、上から4段目、
中山間地域総合整備事業を記載して
ござい

ます。基盤整備を、今、菊池市の方で展
開をしておりますが、その基盤整備とあ
わせまして、堆肥製造施設をつくる
こととしております。今後6カ所
つくる計画でございますが、まず、
そのうち1カ所をことしから進めて
まいり

いというふうに考えてございます。

以上です。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。
同じく31ページでございます。下から3段目でございます。

持続的養殖生産推進事業でございますが、これは環境に配慮をした養殖を推進するために疾病対策を行うほか、漁協による漁場改善計画と書いてございますが、この改善計画といえますのは、底質が余り汚れないような養殖方法を定めたものでございます。この改善計画の策定や実施、そして養殖技術を指導するものでございます。

それから、31ページの一番下でございます。

漁場環境改善事業でございます。これは、海底清掃を行うほか、アサリなど二枚貝の食害生物でございますトビエイ、このトビエイといえますのは、温暖化のために近年有明海で非常に多くなってきているわけでございますが、このトビエイを駆除する事業でございます。

以上でございます。

○久保田漁港漁場整備課長 32ページをお開きいただきたいと思います。

一番上で、沿岸漁場保全事業でございます。

事業の概要といたしまして、特にアサリ貝などの水産資源の回復、それと、それが持っております環境浄化能力を向上させるということで、作れい、それから覆砂事業を実施するという内容でございます。

事業箇所といたしまして、荒尾市、玉名市、それから熊本市、八代市の各地先でやっております。今年度は、4億1,675万の予定でやっております。

以上です。

○首藤下水環境課長 下水環境課長の首藤でございます。

平成19年度の取り組みの概要について御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

まず、生活排水対策総合促進事業でございますが、生活排水処理施設の整備、促進を図るため、関係機関等との連携の強化を図るために必要な経費を計上いたしております。

次に、流域下水道建設事業でございますが、公共下水道は、原則市町村が行う事業でございますが、2つ以上の市町村にまたがり、かつ一体的に取り組むことが効率的等の理由によりまして、県が流域下水道として整備を行うものでございます。現在、熊本北部、球磨川上流、八代北部の3つの流域下水道について、関連市町村の公共下水道の整備進捗と連携を図り、整備を進め、また利用に供しております。

次に、浄化槽整備事業でございますが、し尿、生活排水を一体的に処理する合併処理浄化槽の設置に対する市町村への補助事業でございます。設置方式によりまして、個人が設置される個人設置型と、市町村が設置、管理される市町村設置型とがあります。今年度は、それぞれ2,815基、635基の設置を計画いたしております。

農業集落排水事業でございますが、農村地域において一定のまとまりのある地域における、し尿、生活排水を集合処理するものでございまして、原則市町村が事業主体となります。

農業集落排水施設整備推進事業でございますが、市町村が行いました事業に対しまして、翌年度事業費の6.5%でございますが、県が交付金として交付するものでございます。平成18年度事業に取り組んだ12カ所の事業に対し、交付するものでございます。

次に、県営農業集落排水事業は、過疎地域で一定の要件に該当するものにつきまして、市町村からの要望を受けまして県が事業を行うものでございまして、現在、山鹿市、菊鹿

東部1期と、相良村、錦町にまたがります川地区の2地区で整備を進めております。

次に、団体営農業集落排水事業でございますが、市町村事業でございますして、間接補助のため、国費を県が一たん受け入れて市町村に交付するもので、12地区で整備を行います。

次に、資料の33ページでございますが、漁業集落環境整備事業でございますが、漁港背後地の漁村地域において、し尿、生活排水を集合処理するものでございまして、市町村が整備を行うものでございます。

漁業集落排水施設整備後年交付金、これにつきましては、市町村が行われました事業に対し、翌年度事業費の6.5%を県が交付金として交付するものでございます。平成18年度事業に取り組んだ2カ所の事業に対し、交付するものでございます。

漁業集落環境整備事業でございますが、市町村事業でございますして、間接補助のため、国費を県が一たん受け入れて市町村に交付するもので、3地区で整備を行います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○生喜港湾課長 33ページをお願いします。

上から2段目でございます。

百貫港海域環境創造事業、これは、百貫港は坪井川の河口に位置しており、航路やしゅんせつ等の埋没が甚だしく、維持、しゅんせつをしなければならない状況にあります。

このような中で、しゅんせつ土砂を有効利用しまして、新たに人工干潟、浅場を造成することによりまして干潟生物の生育環境を創出し、海域環境の改善につなげるものでございます。6,000万計上しております。

以上です。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

33ページの下から2段目から御説明してま

いります。

まず、魚介類養殖生産安定対策事業でございますが、これは本県の漁業生産額の75%程度を占めます養殖の生産の安定化のために、疾病対策の技術開発、あるいは新魚種等の技術開発によります養殖品種の多様化に取り組むものでございます。

具体的には、トラフグ養殖技術におきまして、薬剤の使用方法等の改善試験、あるいはトラフグの腸管に寄生いたします原虫によりますトラフグのやせという現象がございます。そういったやせ病対策試験を行ってまいります。また、クルマエビ養殖につきましては、ウイルス病対策の早期発見といったものにも努めてまいりたいと思います。

また、新魚種の開発といたしまして、カワハギ、キジハタ、あるいはシカメガキの養殖技術の開発に取り組みます。

ちなみに、ここで言いますシカメガキは、昭和24年から33年にかけて熊本県からアメリカの西岸域に輸出いたしましたシカメガキが、その後、アメリカの熊本オイスターということでブランド化されたものでございます。本県の八代海の湾奥等におきまして生息いたしますして、こういった県内の種苗生産と養殖の試験に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、海藻類の有用成分利用研究でございます。

これは、本県の未利用海藻のうち低品質養殖ノリ、つまり色落ちノリでございます。これの有効利用ということで、色落ちノリに含まれますグリセロールガラクトシドの実用化に向けまして、国あるいは民間と共同で取り組んでまいりたいというふうに思っております。また同じく、発酵技術を用いたぬか床あるいはノリこうじ等の作成を昨年度まで完了いたしておりますして、今年度はこの利用法の開発に取り組んでまいりたいというふうに思っております。さらに、本県の西海岸等に生

息いたしますクロメ、これにはフロロタンニンというポリフェノールがたくさん含まれておりまして、これの実用化に取り組んでこれまでできたわけですが、大体その培養法等の技術がわかってきておりますので、マニュアル化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

上から3段目の藻場造成技術開発試験でございますが、御存じのように、本県におきましても藻場の減少といった傾向がございますが、この藻場の復元方法を検討するために、藻場の形成要因の解明あるいは藻場の造成技術の開発に取り組んでまいります。

具体的には、潮流の影響等の藻場の環境データの収集に努めてまいります。さらに、ホンダワラ類あるいはアマモの種子から育成いたしました苗を用いました藻場の造成方法の検討といったものにも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○久保田漁港漁場整備課長 34ページの一番下でございます。

増殖場造成事業でございます。

これは、主としてマダイ等の保護、育成に適した環境を整備すると同時に、藻場造成を図るということでございまして、具体的には増殖礁を設置する事業でございます。今年度は、天草市の地先におきまして、4億2,000万円の事業費を擁して実施したいと思っております。

続きまして、35ページ上から2段目でございますけれども、漁港関係海岸保全事業でございます。

これは、高潮とかあるいは波浪被害等、そういった災害から漁民の生命、財産を守るといった目的で、海岸保全事業を実施する内容でございます。今年度は、市町村が行いますこういった事業に対しまして、県の方で指導監

督に当たるといことで、105万円の予算を計上いたしております。

続きまして、36ページの中ほどをお開きいただきしたいと思います。

港整備交付金事業でございます。

これは、地域再生の観点からでございますけれども、地方港湾それから第1種漁港におきまして、共通する課題について連携して事業に取り組むという内容でございます。具体的には、防波堤とかそういった事業をやるものでございます。本年度は520万円ということで実施をしたいと思っております。

以上でございます。

○加納農村整備課長 同じく36ページでございます。

海岸保全事業でございます。

高潮などの被害から背後地を防護するというので、堤防でありますとか樋門等の整備を行ってまいります。本年度は20地区実施してまいり所存でございます。

以上です。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

37ページをお願いいたします。

森林の機能の向上に関する事項の関係事業について御説明申し上げます。

最初の森林環境保全整備事業につきまして、森林所有者等が行います健全な森林の整備に必要な間伐ですとか造林に対する骨格となる補助事業でございます。

次の水とみどりの森づくり税を活用いたしました針広混交林化促進事業でございますけれども、これは森林所有者による管理が放棄された人工林を対象といたしまして、県が森林所有者と協定を結び、それに基づいて強めの間伐を実施して、将来的には針葉樹と広葉樹のまじった針広混交林に誘導していく事業でございます。

また、次の上下流連携森林整備促進事業でございますけれども、これは上流と下流の市町村ですとか地域住民が連携して行います森づくり活動を支援する事業でございます。

次の森林ボランティア活動推進支援事業でございますが、これはより実践的な森林ボランティア活動を展開していただくために、森林ボランティア活動に必要な情報の収集ですとか資材の提供、さらには施設整備支援、指導者の派遣等を行うものでございます。

次の熊本のもり間伐材利用推進事業でございますけれども、これは間伐の推進を図るために、間伐材の流通経費いわゆる市場までの搬出経費、その一部を助成する事業でございます。

一番下の県営林道事業ですけれども、これは森林整備に不可欠な路網の整備を進める上で、その骨格となる森林基幹道というものを整備するための事業でございます。

以上でございます。

○下林森林保全課長 森林保全課です。

38ページをお願いいたします。

保安林整備事業であります。県内民有林の26%を占めます保安林におきまして、森林の持つ水源涵養や土砂流出防止等の機能が低下した森林につきまして、間伐等により整備を図るものでございます。

続きまして、治山事業であります。山地災害から県民の生命財産を保全し、かつ森林の公益的機能を増進するために実施する治山事業でありまして、治山施設整備とあわせて周辺の森林整備を行うものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

39ページをお願いいたします。

6の水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項について御説明をいたします。

下から2段目でございます。

つくり育て管理する漁業推進総合対策事業でございます。これは、幾つかの小さな事業から成っているわけでございます。

まず最初に、水産資源をふやす手段の一つといたしまして種苗放流というのがございますが、その種苗の生産を委託するものでございます。それから2番目に、マダイやヒラメの共同放流というのを漁協とか市町村が実施をいたしておりますが、この放流事業の支援をするものでございます。そして3つ目に、県が策定をいたしておりますアサリとかヒラメの資源回復計画に係る施策の推進を行うものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

上から2段目でございます。

クルマエビ共同放流推進事業でございます。

これは、有明海のクルマエビの資源をふやすために、熊本、福岡、佐賀、長崎4県で、合わせまして1,000万尾の稚エビの共同放流とか、その放流効果の調査を行うものでございます。熊本県の放流尾数、475万尾でございます。全体の47.5%が割り当てられております。

次に、上から5段目でございます。

新たなノリ色落ち対策技術開発事業でございますが、ノリ養殖における色落ち被害の防止といたしますのは、ノリ養殖にとりまして大きな課題であるわけでございますが、この被害を防止するために、アサリとかカキなど二枚貝の利用を図るものでございます。今年度から、色落ち被害の大きい八代海北部域で実施をいたします。

以上でございます。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

41ページの上から2段目をお願いいたします。

沿岸海域仔稚魚調査、これは本県の資源管理型漁業を推進いたしますための、その基礎

データとなります。マダイあるいはヒラメの浮遊期の仔稚魚等の調査を行うものでございます。具体的には、有明、八代、天草西海の合計20定点で、マダイ、ヒラメの調査を行いまして、その資源の動向の把握に努めてまいります。

また、八代海の重要な漁業でございますシラスにつきまして、これは特にカタクチイワシのシラスが中心でございます。これを対象といたしまして、市場調査等を行って、資源管理型漁業の推進のための基礎データの収集に努めたいというふうに考えております。

次に、44ページをお願いいたします。

上から3段目の有明海・八代海等漁場環境管理調査、これは有明海・八代海等の漁場におきます気象とか海象を周年にわたり把握することによりまして、中長期的な変動の予測や特異事象の早期発見に努めるための調査でございます。昭和39年から続けておりまして、これまでに、水温あるいは透明度の上昇といった変動をとらえることができっております。

また、本県の浦湾の20点におきまして、CODあるいは全硫化物等の環境を把握するなどいたしまして、持続的な漁場利用に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、閉鎖性海域赤潮被害防止対策事業でございます。

これは、有明海・八代海の閉鎖性海域におきまして、関係県が協力いたしまして環境特性を把握しまして、赤潮の発生あるいは貧酸素水塊等によります漁業被害の防止等の軽減を図っていくものでございます。ちなみに、得られたデータにつきましては、できるだけリアルタイムで生産者の方に、例えば、携帯電話等を通じまして情報の提供を行っているところでございます。

また、あわせまして、平成12年に40億の魚類養殖魚の被害がございましたコクロディニウム赤潮という有害赤潮がございまして、これ

につきまして、国、大学と協力いたしまして、その増殖特性を明らかにいたしまして、予察技術の開発に本年から取り組んでまいります。

次に、二枚貝資源回復調査につきましては、アサリにつきましては、先ほどございましたように、覆砂、採石あるいは消波施設等の効果というものが次第に明らかになってきておりますが、今後さらにこの確認に努めてまいりたい、さらにあわせまして、サイズ等の拡大等の資源管理型漁業の啓発、普及に努めてまいりたいというふうに思っております。また、タイラギにつきましては、へい死原因の解明といたしまして、底質の硫化物との関係を、国、関係県とともに本年度から取り組んでまいります。また、ハマグリにつきましては、これまで、緑川あるいは菊池川のハマグリの河口域が主体となってきましたが、この海域のハマグリの生息状況あるいは幼生の発生状況等を把握いたしまして、基礎データの収集と資源管理に必要なデータといったものを収集してまいりたいというふうに考えております。

最後に、45ページの上から2段目でございます。

環境適応型ノリ養殖対策試験でございますが、水温の上昇等の環境変化に対応いたしました多様な特性を持つ品種の選抜育種に現在取り組んでおるところでございますが、例えば、耐高温性品種あるいは低栄養塩、あるいは低比重の品種開発に取り組んでおります。

ちなみに、耐高温性品種につきましては一部実用化されまして、本年度におきまして、大体27～28%の実用化が図られているところでございます。

あわせまして、近年の輸入ノリの増加等に伴いまして、産地の表示の問題が出てきておりますが、養殖品種の簡便な特性評価手法を、国、県、大学等が共同で開発いたしまして、品種判別の可能性について検討してまいります。

ちなみに、本県におきましては、低栄養塩品種の判別手法の開発を行いまして、将来的には、その品種登録といったものにつきましても、県漁連等と一緒になりまして取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上、執行部からの説明が終わったわけでございますけれども、御案内のとおり、多岐にわたっております。

それで、まず、冒頭申し上げましたように、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を受けたいと思います。何かありませんか。

○重村栄委員 南関町の下坂下で計画をされていますが、内容については、なるだけ把握しているつもりなんですけれども、埋め立てをした後に浸出水が出てくると、それを処理して内田川に放流するという計画ですよね。処理水は、多分もう、水質基準に合致するものでしょうから、問題ないとして、その放流水の量的なものは、どのくらいの量が出そうなんですか。

○山口公共関与推進室長 廃棄物対策課公共関与推進室でございます。

現計画では、1日200立米放流する計画でございます。

○中原隆博委員長 ほかに何か質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 執行部の皆さん方には、大変御苦労をおかけしていると思いますけれども、特に4月の異動で、長年廃棄物対策課の課長であった福島前課長が、玉名振興局に赴任をされて、また地元の人たちともしっかりと

信頼関係をつくっていただくものと思っておりますし、また新しく本田課長が入られましたし、その辺玉名振興局との連携を図っていただいて、それをお支えいただく職員の皆様方と一致協力して、地元の説明に当たっていかねばならないというふうに思っています。なおかつ地元の県議の先生方の側面的な、また強力なバックアップも必要だと思いますが、最終的には、地元の皆さん方のすべての方々に御理解をいただくということは、非常に難しいんじゃないかというふうに感じております。

そこで、県としては、ことし財団法人も立ち上げて、事業は前に前に進んでいくわけでございますので、どこかの時点で、自治体あるいは議会、そして住民の皆さん方におおむね納得をいただくというようなことが必要だと思います。そのときに、職員の皆さん方ばかりが説明に行ったり、議会に説明をしても、なかなか私は厳しい場面が出てくると思いますので、そこは戦略的に、最終的には、知事が直接地元に出向いて、地元の方を説得をする、御理解をいただくというような形でやっぱり終結をしていくというような形が、地元の方々も非常に納得がいくんじゃないかと思いますが、その辺の戦略的な地元住民に対する説明、そして納得をいただく方策というものを、部長がどのようにお考えになっているのか。最終的には、やっぱり知事に行ってくださいような雰囲気醸成も必要だと思いますので、そのあたりも含めて、お答えをいただきたいと思っております。

○村田環境生活部長 地元の御理解というのは、これはもう一番大事であるというふうに思っております。南関町、和水町、それから玉名市も関係するでしょうし、場合によっては、いろんな菊池川の関係者とかいろいろ影響するわけで、一番はやはり地元の御理解を全面に押し出してやると。

そのために、まず一番最初に、候補地として県の方で決めさせていただいた案内には、まず副知事に動いていただいたわけです。その後、私なりあるいは課、それから推進室というのをつくっておりますので、そういったそれぞれの職員、あるいは役職の者がそれなりに動きながら、できるだけ地元の御質問、あるいは不安解消につながるような動きをしていきたいし、今後そういうことで当たっていききたいと思っております。

今、溝口委員から御指摘の知事の動きも含めてということでございますが、時々状況に応じて、そういう場面があり得るであろうと思います。それぞれ三役あたりとも相談しながら、その時々状況を十分見きわめ、分析しながら、三役等々の行動も含めて、考えていきたいと思っております。

その際に、地元の住民の皆さん方が十分納得できるように、今、地固めの説明をいたしております。できるだけ図面、あるいはできたら今ある公共関与の施設を見ていただきたいと、御案内いたしますというふうなことで、そんなに先を急がずに、余り——時間的なあれも必要ですけれども、慌てずに、皆さん方の気持ちが十分納得いくような形でやらせていただきたいと思っております。今の御指示の点は、十分腹に置かさせていただいてやろうと思っております。

○溝口幸治委員 財団法人を10月までに設立をするわけですね。一方では、事業をどんどん進めていこうということがあって、もう一つは住民には納得していただくこうというときに、やはり住民の方々も、説明はしよるけど県は完全にやる気じゃないかというような姿勢がやっぱり見えるわけですから、やっぱり早目に、住民あるいは町長、議会の皆さん方に納得をいただかないかぬと思うとですよ。その場合に、特に町長、議会というところは住民の代表ですから、そこはやっぱり知事が

直接出向いて説得をしないと、私は、この問題は終結をしないと思っておりますので、これは要望で結構ですので、ぜひ執行部の方で検討いただきたいと思います。

○内野幸喜委員 私がですね、ちょうど南関町、和木町というのが選挙区になります。大体、地域の方とお話をさせていただく中で、ほとんどの方がやはりその施設については必要だと、皆さんおっしゃいます。ただし、なぜ自分の地域なのか。要するに、総論は賛成だけれども各論反対と、やはりそういう方が多いです。ですから、先ほど溝口先生の方からも話がありました。やはり知事が、説明責任ということをよくおっしゃっていますので、その点、やはり地元の皆様方に本当に理解していただくような形で進めていただきたいと、私は思います。これは要望という形で結構です。

○重村栄委員 済みません、ちょっと先ほどの関連で。

先ほど、200立米、1日、排水ですね。この放流地点の内田川の流量はどのくらいあるんですか。

○山口公共関与推進室長 現時点では、まだ環境影響評価は実施しておりませんものから、現時点では流量のデータは持ち合わせておりません。

○重村栄委員 まだ把握してない。

○山口公共関与推進室長 はい。

○重村栄委員 早く把握しとかぬと。どのくらい流すかでそれは全然違ってくるしね。希釈度も全然話が違うでしょう。予定地は南関だけれども、一番心配されているのは、その下流側の和木の内田川周辺の方ですよ。そ

ういう方々の心配を解くためには、必要なデータは早く集めてきちんと説明しないと。排水そのものは問題ないです。でも、排水された後がどうなるかということは大事なことなので、そういうデータは早く集めてくださいよ。

○本田廃棄物対策課長 今、重村委員がおっしゃったように、今後、あそこの内田川の流量は、御承知のとおり、季節ごとによっても農業用水で取水したりとかということで、季節ごとにも非常に変動が多うございます。季節変動要素もあわせて、今後の環境アセスの中でも、その辺をしっかりと把握してまいりたいというふうに考えております。できるだけ早目に、その辺は取りかかりたいというふうに思っているところでございます。

○重村栄委員 先ほどから流量を言っているのは、今おっしゃったように、内田川というのは流量が大して多くない川で、農繁期とかはくみ上げが非常に多くて、流れる量が非常に少ないんですよ。そういうところに、例えば1日200立米であっても、一遍に流れてくるのか、あるいはどういう流し方をするのかも含めて、住民の方々はやっぱりそういったところ、細かいところを心配されているのでね、そういうデータをきちんと示せるようにするのが当たり前で、ちょっと取り組みが遅いと思いますよ。しっかりやってくださいね、その辺は。

○中原隆博委員長 今、御指摘がございましたように、なるだけ早くといったって、ある程度期限を区切るような形で御報告できるようにお願いしたいと思います。よろしく。

○濱田大造委員 濱田でございます。
建設予定地の地権者というのは、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○山口公共関与推進室長 現在、まだ最終的な用地測量は終わっておりませんので、具体的な地権者数については確定はしておりません。ただ、きょう委員会資料につけさせていただいておりますけれども、主に建設予定地を中心としたところでありますと数名程度、場合によっては環境保全のための緑地帯等の面積によりまして、もっとふえる可能性がありますかと思いますが、これにつきましても、用地測量等をきちっと詰めて、確定していきたいと思っております。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。今の件に関してなんですが、これが長引くと、また権利が複雑になってくる部分等もあると思いますので、その辺もあわせて、速やかな対応をお願いいたしたいと思っております。
ほかに質疑はございませんか。

○森浩二委員 この建設予定地にですね、今、真横に工場ができてますよね。工場あたりとの連携というか、これはもう全然関係ないわけですかね。それと、この上流に豚舎ができますよね。豚舎ができるのに、今、玉名市の方がちょっと反対しているんですけれども、その辺との兼ね合いはどうなって……。

○山口公共関与推進室長 現在、建設予定地の東側になりますけれども、ティエフオーという誘致企業が立地して、今、建設工事中でございます。この企業につきましても、県として正式にこういう公共関与の処分場の計画がございますということを、きちっと御説明した上で御理解をいただいて、建設していただいております。

それから、豚舎につきましても、恐縮でございますけれども、情報の交換は現時点ではございません。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行いたいと思います。

○城下広作委員 ノリ養殖のことでちょっと確認をしたいんですけども、平成12年のあの赤潮被害でノリがどんと被害を受けまして、このグラフを見てもわかるように、28ページのグラフですね。それ以降は基本的には右肩上がりなんです、ノリのとれ高というか生産高というのは。これは、一時的に12年どんと下がり、ずっとふえているんですけども、赤潮の問題とか、今、諫早の問題とかいろいろありましたよ。だけど、上がっているというのは、別に特段何か手を打って、一遍に海域がきれいになったわけじゃないんですから、これはちょっと、なんかこう、生産が上がってきているというふうに考えられるか、ちょっとその答弁が……。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

基本的には、ずっと右肩上がりになっておりますけれども、これは2つほど原因があるのかなと思っております。

1つは、やはり気候に恵まれたというのが1つあると思います。それから、ちょうど適度な雨が降ったり適度な温度の低下とか、そういったものにちょうどタイミングよく当たったというのが1つあると思います。

もう一つは、先ほど水産研究センター所長が言っておりましたけれども、高水温になってきておりますけれども、この高水温に対応する品種改良が進んでおります。シェアとしまして随分と、漁連のシェアでございますけれども、半分近くが水研センターで開発をした耐高水温性、高水温に強い品種でございますので、そういったもので、生産が安定をし

たのではないかというふうに思っております。

○城下広作委員 生産の部分は、その品種改良で、ある程度維持できるようなことが十分考えられるということで、ノリの場合には、どちらかというと、期待していいというような格好になりますかね。

○堤水産振興課長 ある程度の水温の上昇であれば、それに対応できるかなというふうに思っておりますが、実は秋芽が、普通ですと10月の最初の方で種をつけるというのが今までのやり方でございますけれども、それでは対応できないぐらい、今10月の気温が上がってきておりますので、その種つけ時期をずっとずらすというような、ある程度は根本的に養殖方法を少し変えるといえますか、そういった方法も今後対応する必要があるのではないかと考えております。

○城下広作委員 私は、これが上がったのは、逆に作付を、作付というか、養殖の面積をずっと広げてやってきているのかなというのもあるのかなと思ったんですが、それはちょっとはあるんですか。

それと、もう1つ続けて。

適正な作付面積というか、これ自体は、有明海の中で、例えばノリの養殖の分は、大体どのくらいがある程度限界だろうとかというような数字というのは、何かあるんですか。そういう考え方というか。

○堤水産振興課長 まず、面積でございますけれども、これは変わっておりません。

適正な量というのはどれぐらいかというのは非常に難しゅうございますけれども、一般的にいいまして、例えばうちの場合ですと、常に水につけておく、べた漁場というのがございます。これは干出しなやつ。もう一つが、支柱漁場というのがございますけれども、

べた漁場でいいますと、大体6割が栄養塩不足でございます、確率的に。それから、支柱養殖ですと、4割が簡単に言いますと栄養塩不足ということでございますので、少し今の状況でいえば多過ぎるのかもしれませんが、ちょっとその辺は明確ではございませんけれども、その程度のデータしかございません。

○城下広作委員 要するに、有明海の閉鎖性水域で汚染が一番顕著に出るのがノリ養殖じゃないかというふうに、意外と一般の方は思っておられる方も多いと思うんですよ。ところが、逆にノリの生産が上がるとなれば、そんなに汚れてないのかなというふうに逆に思うということにつながって、結果的には、品種の改良によって生産を逆にカバーしてきたんだということに、結果的にはなるわけですね、やっぱり。

○堤水産振興課長 逆でございまして、ノリの場合ですと、これは、窒素と磷がないと、いいノリがとれないわけでございますので、悪くいいますと、汚染がある程度ないと、いいノリがとれないというものでございます。きれいになれば色落ちして、いいノリがとれないというものでございます。

○城下広作委員 非常にその辺が、一般の県民の方は、ノリがとれるところはきれいになっていくのかなという感覚と、逆にいえば、汚い方がいいんだといえば、何か逆の方向で余りきれいにしちゃいけないんだという、また誤解を招くような話が耳に入りかねないから、これは非常にちょっと微妙な関係だなというふうに改めてちょっと思いました。

○堤水産振興課長 そのとおりでございまして、過不足のない、何と申しますか汚れ方がいいですか、そういうのが必要でございまして。

○鬼海洋一委員 有八には初めて審議に参加するということになりまして、今後、有明海なり八代海の、私なりに、どういうぐあいにこれから改善していくのかという意味での構想を考える上で、ちょっと質問したいというふうに思うんですが、26ページに有明海・八代海の水質の状況が記述されているんですね。

ついせんだって、これは熊日新聞でしたか、有明海・八代海の海の健康度の何か報道がなされておりまして、Cという、病んでるというような報道がなされていたわけですが、このCODの調査結果を見てみましても、有明海・八代海ともに上昇している、数値が。これは汚染されているという状況になっているようでありますけれども、この前の報道の中身というのが何を意味しているのかということについて、まず1点ちょっと報告をいただきたい。説明をいただきたいというふうに思います。その後、また質問します。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

有明海・八代海再生に関しまして、環境立県推進室が所管しておりまして、森永政策監が出席をいたしておりますので、森永政策監の方からお答えをさせていただきます。

○中原隆博委員長 それでは、森永政策監、どうぞ。

○森永環境立県推進室長 環境政策監でございます。

今、鬼海委員から御質問がありました海の健康診断についての御説明をさせていただきます。

これは、海洋政策研究財団という日本財団の関連の財団が、全国閉鎖性海域の海の診断ということで研究発表したものでございます。

内容的には、閉鎖性海域、全国いろいろございますが、いろんな地形的な条件、それか

ら、今、お話がございましたCODの問題、いろんな分類を比較検討して、ABCで評価して、健康診断という形で判定をやるということでございまして、有明海、島原湾、それから八代海、それぞれにつきまして、結果的にはC判定という形でなされているところでございます。

○鬼海洋一委員 環境の変化の問題について、人為的なものとそれから自然環境という2つの要素が加わって、さまざまな変化、生息植物、動物の生息状況について変わってくるんだというふうに思うんですね。

そこで、もう1点は、今、海の変化、この試験所長の話だと思うんですが、相当海水温が変化をしているという。顕著にあらわれている。私、出身はもともと天草ですけども、生息する魚類というのは、この数年物すごい変化をしてきているんですね。藻場の問題等についても関連があるというふうに思うんですが、それらが、つまり今言われる閉鎖性水域である有明海あるいは八代海に、気象条件の変化による水域変化、海域変化というのが、どういふぐあいになっているのか。

例えば、東北あたり、日本海あたりでは、クラゲあたりが異常発生だとか、こういう状況もあっているんですが、そこで、これはもう生産魚類の漁獲高等についても当然影響していくというふうに思うんですけども、その辺との関連について、いかが把握されているのかということについて説明をいただきたいと思います。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございまして。

まず、先ほどちょっと御説明しました環境に関する調査で、昭和39年から行ってきておりますけれども、その中でわかったことをお話しいたしますと、まず、水温が上昇いたしております。これは10年間で、大体有明海で

0.3度、八代海の方で0.5度程度上がっております。それと、透明度につきましても上昇傾向がございまして、これは昨年の委員会で御報告いたしました、大体30年間で、有明海、八代海ともに2メートル程度上がってきております。

そのほかに、これは一つの現象といたしまして、赤潮につきましても、発生件数の増加あるいは長期化といった傾向が出ております。水温につきまして、特に限定いたしましてお話いたしますと、今、委員の方からも御説明ありましたように、確かに藻場の変化といひましようか、そういったものがありまして、実は今年度から国あるいは長崎、大分、宮崎、鹿児島、熊本、外洋に面している各県によりまして、ホンダワラ類を中心といたしまして、その藻類の消長、変化、そういったものについて共同で取り組むことにいたしております。特に、熊本県におきましては、天草西岸の天草町の方で定点を決めまして、その消長等について調査いたしてまいるところでございまして。

それと先日、テーブルサンゴにつきまして、かなりそういったものが北上しているということもございまして、やはりそういった水温の上昇等によります、いろんなところにその影響といひましようか、そういったものが出ている状況ではないかというふうにございまして。

○鬼海洋一委員 それで今回、特別立法、法律が制定をされまして、有明海それから八代海の、今後の浄化を初めとする魚類の生産拡大をするための、具体的な手だてが、先ほど報告されたように、いろいろとなされているんですけども、要は、これはもう各県共通する課題——今お話しのとおり、私も、何年か前に議会でも取り上げたことがあるんですが、各県が、研究センターが共同して、具体的に課題にどう取り組むかということが問

われているというふうに申し上げたことがあるんですけれども、そういう意味で、この特別立法に基づいて、湾岸の関係する各県の協力、共同のぐあいというのはどうなっているんでしょうか。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

まず、環境の方、水産研究センターが取り組んでおります水質環境等につきましては、有明4県と一緒にしまして、これまで定点観測をやっておりますが、そういったのを、各県で持ち寄りまして、データベース化いたしまして、それは、リアルタイムで各生産者の方に流せるような体制をつくっております。

それと、赤潮につきましても、各県で赤潮の定点調査等夏期の赤潮調査等を行っておりますが、こういったものにつきましても4県連携をとりまして、そういった情報の提供、あるいはそういった赤潮の原因、結果等につきましての情報分析を行っております。

いずれにいたしましても、先ほどお話がありましたように、環境省が今度まとめました有明海・八代海総合調査評価委員会の報告書、この中に委員も御存じのように、問題点とその要因、原因の解明という、一つの各問題点についてかなり整理されてきております。ですから、やはりこういったものにつきまして、国あるいは大学、あるいは関係県と一緒にやって取り組んでいくといったものが非常に大事ではないかというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 もう1点いいですか。

最後に、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。その点で、特に農業用の汚染というのが非常に問題であればこそ、ここに書いてありますように、31ページの畜産課、農村整備課の事業展開がなされているんだと思うんですね。これで今、到達目標からするこの事業の到達度合いというのは、どれくらいなん

でしょうか。

例えば、家畜排せつ物の適正な処理、これはもう環境整備事業で取り組まれてきておりますし、それからもう一つは、土づくり畑地総合整備事業ですね。これは5億6,000万、非常に多額の予算も計上されているところですが、そのために一定の目標を設定しながら取り組みがなされているというふうに思うんですが、この辺の状況について御説明をいただきたいと思います。

○中原隆博委員長 これは今、畜産課それから農村整備課、2課にわたっての御質問でございますので、高野畜産課長の方からいいですか、まず1点は。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

先生の方からの御質問でございますけれども、家畜排泄物の野積み、素掘り、これは11年から法律が施行されて、16年11月から本格施行になっておりますけれども、11年当時が1,437戸、これらの違反農家があったわけでございます。その後、いろんな事業を活用いたしまして、改善をいたしまして、17年11月現在が一応野積み、素掘り農家はゼロになっております。

それで、今のところ約2,300戸ぐらいの法対象が残っておるわけですが、その中で、簡易対応といって、きれいな施設をつくらずにビニール等で簡易対応している農家が今160戸ございますので、それらの農家を恒常的な施設に整備するような格好で、いろんな事業を今やっているような状況でございます。とにかく、今のところ法対象で違反しているところはないというような状況でございます。

○加納農村整備課長 5億6,500万の予算をつけまして、ことしで完了の運びになってございます。もう少しちょっと御説明いたしま

すと、合志地区という合志市の基盤整備の中で、堆肥製造施設を2カ所つくってまいりました。その最終的な年度がことしになってございまして、この5億6,500万余の予算で完了する運びになってございます。

以上です。

○重村栄委員 有八関係はもう5年目になるので、余りいろいろ言いたくないんですけども、新しい年度が始まり、私たちにとっては新しい任期が始まりましたので、少し質問とお願いをしておきたいんですが、以前にも言いましたけれども、有明海を囲む4県、長崎、佐賀、福岡、熊本。担当者の方々は一生懸命やっていると。ただ、県の全体的な取り組み姿勢が、どうも福岡県だけが温度差がちょっとあって、何となくほかの3県に比べて、取り組む勢いが弱いんじゃないかなという感じを以前から私は言っていたんですけども、最近その辺はどんなふうに感じておりますか。ほかの3県と同じような姿勢、勢いを持って取り組んでいるのかどうか、どういうふうな認識をお持ちか、まずちょっと聞きたい。

それから、タイラギの件、さっきちょっと話がありましたけれども、今タイラギの新しい状況をちょっと、水産振興課長、後でいいです。

それとあわせて、ノリの酸処理、酸の使用量を抑えないかぬという話をずっとしてましたよね。ことしのノリの時期にその辺がどういうふうになっていたか、何か数字的な把握がされているかどうか。

○中原隆博委員長 じゃ、まず1点目は、環境立県推進室の森永室長でよろしいんでしょうか。

○森永環境立県推進室長 重村委員の最初の御質問の各県連携の状況について、私の方から御説明させていただきます。

先日も、任意の団体でございますけれども、6県の連絡協議会という組織が設けてございまして、その会議に出席してまいりました。この場では、先ほどもちょっとございました、共同研究という話ももちろんでございますが、各県連携してどういう取り組みができるかというのをいろいろ検討している場でございます。現在、先ほどのいろんな調査結果の速報値の公表に加えまして、共同放流をやったりとか、16年から、いろんな啓発のポスターを、環境省にも一部出費してもらって、共同で作成して、PRをやっているというのもございます。

それから、今、議論中は、有明海・八代海の日という、具体的な記念日みたいなやつを検討できないかという議論もやっているところでございますけれども、これについては、各県いろんな、抱えている海が、沿岸線の区域がそれぞれございまして、ちょっとまだ議論がうまく調うまでに至っておりませんが、いずれにしても、海、山含めた、いろんな清掃活動を含めた、いろんな啓発事業を連携して一緒にやっというということで、緩やかな連携という形で、取り決めに今後進めていくということでは合意しておりまして、その辺、取り組みの成果なりございましたら、また御報告させていただきたいと思っております。

○中原隆博委員長 質問の趣旨は、福岡県が他県に比べてちょっと消極的じゃないかと、そういうことでしょうか、重村委員。福岡県はもう少し頑張って、共同歩調をとるようにやりましょうということをお願いということでしょうか。

○森永環境立県推進室長 もちろん、福岡県も含めての連携でございますので、先日の会議でも、3海域あるとはいえ、有八には法律もございまして、その趣旨に沿って一緒に

やってくれという話を強く申し上げているところでございます。

○中原隆博委員長 よく申し上げてください。よろしく願いいたします。

○堤水産振興課長 ちょっと福岡県に関連いたしまして少し申し上げますと、先ほどクルマエビの話をちょっといたしましたけれども、これは4県で共同でやっておりまして、福岡県がしないということではございません。ちゃんとしっかりと参加をいたしております。

それから、タイラギの生産量についてということでございますが、タイラギというのは御承知だろうと思います。非常に多くふえたかと思いと、がたっと落ちるとというのが、性格的にそういった資源変動を示すわけでございます。平成9年にもたしか200トンを超していたんじゃないかと。それから、平成10年も100トンを超してて、その後1けたに落ちてきて、ずっと落ちてきておったと思えますけれども、18年からことしにかけて、タイラギは非常に多うございました。

特に、今までですと荒尾の深いところ、5メートルよりも深いところに多かったんですけども、ことしは浅いところに多いということでございます。これは、農林水産統計というのが普通は正式な統計でございます。2年ぐらいかかりますけれども、私どもで推計をいたしておりますので、ちょっと違うかなと思いますが、これは平成18年10月からことしの4月までぐらいた漁期でございますから、それを一緒にしての数量でございます。150トン近くとれているのではないかなと。これは、大牟田の魚市場あたりから推計をしたものでございまして、ちょっと農林水産統計とは違うかもしれません。非常に急激にふえてきております。それが1つでございます。

それから、酸処理でございますけれども、酸処理といいますのは、ことしの場合、実は

まだまとめておりません。ただ、去年の秋が非常に暑かったものですから、珪藻が非常に多かったと思うんです。それで、指導はしておりますけれども、随分と秋芽に、秋口に使ったのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○重村栄委員 第1点目の福岡県の話ですが、事情はいろいろわかっているところがあって、福岡県が何で余り熱心じゃないかという理由も大体わかるんですが、ただ、やっぱり共同事業ですからね。いろんな放流とかなんとかは当然ですけども、それ以外のことも、やっぱり同じ温度でやってももらわないとなかなかうまくいかないと思うので、事あるたびにしっかりと福岡県のけつをたたいてください。

それから、タイラギの状況はわかりました。酸処理のこともわかりました。やっぱり酸はどうしても先ほどおっしゃった温度の関係で使ったり使わなかったりして、どうもことは多かったような気がするんですよね。やっぱり酸は、総量を減らそう減らそうと今やっている状況ですから、そういったところの指導もよろしく願いしたいと思います。

それと、続き、ちょっといいですか。

○中原隆博委員長 引き続いて、重村委員。

○重村栄委員 何日か前、ちょっとラジオを聞いていましたら、黄砂が飛来してきて、その黄砂の量が多いときはプランクトンがふえるんだという話が、ちょっとラジオで流れてたんですよ。実際そうなのかどうか。それと、今みたいに黄砂がずっとふえてきていると、ますますこのプランクトンの発生が多くなっていく、そうすると、いろんな問題がまた出てくるのかなというちょっと懸念がありますので、その件。

それと、もう1つお願いをしておきたいん

ですが、合併浄化槽の件は、さっきちょっと下水環境課がおっしゃいましたけれども、これも以前にちょっと私言ったことがあるんですが、合併浄化槽、これは荒尾だけの問題なんです、合併浄化槽を進めよう進めようとしている趣旨はよくわかりますし、ぜひお願いをしたいと思うんですが。補助金も出されてますよね。それはいいんですが、使われる方、設置される方からすると、後の管理費が高いんですよ、荒尾は非常に。

これは、前も言ったことがあると思うんですけれども、その高い原因は、自由競争が働いてないと、管理される業者の方に自由競争が働いてないという状況があります。その根幹は、県の条例の問題点があります。国とのかかわりもあります。この辺をもう一回きちんと整理して、自由競争が働くような形にしないと、進めても進めても管理費が高いから嫌だよという話になってくる。そういうことが荒尾の場合はありますものですから、そういうところをもう一回関係課と話をさせていただいて、やっぱり管理は自由競争が働く形にして、管理費用をいかに下げるか、そういうものも事業の進捗に大きく影響すると思いますので、そこら辺をぜひ研究をしていただきたいと思います。それはお願いでございます。

○中原隆博委員長 じゃ2点目は、一応御要望ということで、お願いということでよろしゅうございますね。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

黄砂とプランクトンの量との関係でございますけれども、日本の場合ですと、栄養塩として窒素が入ってきますし、燐が入ってくるということで、なかなか黄砂の影響はわからないわけでございますが、実はアラビア半島に紅海という、紅の海というところがございます。ここは非常にきれいな海でございます

けれども、実はプランクトン、トリコデスミウムというのが大発生をするわけでございます。このトリコデスミウムといいますのは、窒素分は空気中からとるわけでございますが、燐が砂漠からのごみ、これによって燐を受けているということのようございまして、そこで大発生をします。そして、死んだら赤い色が残りますので、紅海という名前がついたというぐらいでございますので、関係があるのではないかと、非常に関係があるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 最近の有明海の変速な形というか、今いろいろ話が出たように、ノリにしるタイラギにしる、漁獲量が上がってきているということで、ノリについては、ノリの面積は変わらないんだと、栽培面積は変わらないということですけども、これは全く、ほとんど変わらないというふうなことの表現でいいんですかね。

○堤水産振興課長 これは免許漁業でございまして、この場合は、5年ごとに切りかえるような免許漁業でございまして。ですから、その面積は5年間は全く変わってないということでございますので、少なくとも広がってはいないというものでございます。

○岩中伸司委員 後継者の関係なんかで、ずっとやめていくというような話も聞いていますけれども、それはそれで変化なしということで受けとめておきたいと思います。

タイラギについては、今おっしゃったように、18年、19年、ことしもかなりとれているんですね。ただ、とれている内容が、おっしゃったように、浅瀬でとれているということで、潜水での漁業の確保はなかなかできないということで、ここら辺の関係はどんな分析をされているのかなと思います。

○岩下水産研究センター所長 やはりタイラギのへい死原因の調査につきましても、有明4県あるいは国、大学と一緒に、今、取り組んでいるところですが、その中で大きく分けると2点ございます。

1点は、佐賀とか福岡とか、あっちの湾奥の方のいわゆる底質が悪くなって、タイラギのへい死につながったというような短期的な見方が1点ございます。ただ、県北の荒尾沖の特に潜水漁場、5メートル以上の潜水漁場についてのへい死原因については、例えばうちが考えています硫化物の影響とか、あるいはナルトビエイの影響とか、ほかにも貧酸素の影響とか、いろんな感染症の影響とか、そういったものがいろいろ言われておりますけれども、今のところ、これとってへい死原因について明らかになったところはございません。

そういったことで、先ほどもちょっとお話しいたしましたように、19年から21年の3年にわたりまして、4県と一緒に、底質の悪化、それがそのタイラギのへい死にどう影響するかといった点について、調査研究をやっていく計画でございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 今から調査を3年間かけてやるということですが、流速の影響というか、流速自体は、ここ数年余り変わらないわけですか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

流速につきましては、個々のものをはかるというのは非常に難しゅうございます。昔あったところが、どこではかったかというのは細かくわかりませんが、干潮と満潮の潮の高さ、これによって推測することができるわけですが、ここ10年ぐらいで、干潮と満潮との差が20センチぐらい縮まって

きたということになっておりますので、個々の速さはわかりませんが、全体として平均してみますと、潮流としては少し遅くなっていると、数%遅くなったのではないかとというのが評価委員会の結果でございます。

○岩中伸司委員 確かに、流速が遅くなっているという、そういう影響の中で貧酸素になったというそんな発表がかなりなされているんですが、県としては、ここに16年2月の調査報告書が——きょう資料が出されていますが、この中で、いろいろ問題も指摘されながら、1つ、最近余り触れられないんですが、諫早湾の長期開門調査というのが求められているんですが、この中でも、報告書でも、今後有明海の異変の原因追求に対して、国に積極的に求めていくというようなことがあるんですが、これはその後の取り組みとして何かありますか——長期開門調査を求めていくというふうなことでの調査……。

○森永環境立県推進室長 環境政策監から申し上げます。

諫早湾の開門調査につきましては、有明海の再生の中で重要な事柄だと認識しておりまして、環境変化の原因がなかなか究明できない状況におきましては、中長期の開門調査については、県議会と一体となりまして今後とも求めていきたいと思っております。もちろん県漁連等の意見も十分お聞きした上で、今後の対応については検討していきたいと思っております。

本年度も、政府提案という形で、ちょっと一般的な表現にはなりますが、潮流、潮汐の変化等、いろんな海域環境あるいは水産資源の低迷につきまして、いろんな調査をやってほしいということを国の方に提案しているところでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 これは、もう何年もそんな感じですよ。調査を求めていくと、開門調査を求めていくということで一向に進んでないんですが、これは、これこそ4県で、きちんと意志統一をしながら国に求めていってやっぱり調査をすべきということを思うんですが、その辺の力の入れ方は、最近は弱いような感じがしますが、どうでしょう。

生産が上がりよる中にも、今言ったように、タイラギもノリも、浅瀬の問題ではそうですが、貧酸素という意味でのやつは一向に解決してないんですよ。これは、やっぱり私は、流速が非常に大きな影響があると思うので、開門調査を求めていくというのは、もう少し力を入れなければ国が動かないというふうに思うんですが……。部長、どうですか。

○中原隆博委員長 総括して、環境生活部長。

○村田環境生活部長 基本的なスタンスは、今、政策監が言ったとおりだと思います。その後の変化といいますか、例えば今おっしゃったように、それなりに生産が回復したとか、あるいは工事の進捗状況の中で、開門をしたと同時に、今度は中の汚水がどっと出てくるとか、いろんなそういう変化の中で、それぞれの関係者のそれぞれの立場立場といいますか、そういうものの調整の問題はあるのかなという感じはしておりますけれども、ただ、これまでの県議会なり県のスタンスとしては、開門調査を求めていくという立場は変えてはないという状況では来とるんですけれども、そこら辺は、今後状況の変化に応じて、どういうふうにやっていくのか、関係者の方々の御意見も踏まえながらいくことが必要になってくる時期を迎えてるんじゃないかというふうに、私個人は思っておりますが。

○岩中伸司委員 確かに、開門で長期調査をやれば海域に影響を与えると。今、部長いみ

じくも言われたように、内側の汚水が流れ込んでそんな感じになるということで、大変な心配も一面ではあるということだと思うんですね。ですから私は、この諫早湾の締め切ったいわゆる、今、調整池となっているところの汚染の仕方は、かなり深刻になっているんじゃないかと。よくマスコミでも報道される航空写真なんかを見れば、もう色が全然違うということですので、そういう心配はもちろんあると思うんですが、やっぱり正確に、この有明海全体の流れを、流速を含めた調査をやるというのは、長期開門調査が必要だというふうに思いますので、もっと積極的に、これは県の動きに対しても、強く国に求めていってほしいということを要望しておきます。

○中原隆博委員長 わかりました。じゃ、要望ということで受けとめさせていただきます。

それでは、これで一応質疑を打ち切りまして、そのほかに移りたいと思いますけれども、そのほかで何かございませんか。それでは、ないようでございます。

今回の付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りをいたしたいと思います。

付託調査事件につきましては、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づきまして議長に申し出ること異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認め、そのようにいたしたいと思います。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第2回環境対策特別委員会を閉会いたしたいと思います。

午前11時56分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
環境対策特別委員会委員長